1

重点テーマ	高齢者・障がい者・子どもとその家族の安心・安全を目指して
マニフェスト	高齢者や障がい者、子どもとその家族にやさしいまちづくりを推進します

NO.	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な支援・協働先	事業の実施目標
1	地域包括ケアシステムの円滑な推進	(1)地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会への支援	地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会、社会福祉士会	・地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会の活動を支援します。
		(2)地域包括ケアシステムに関わるネットワークの強化	地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会、社会福祉士会、大分県地域包括ケア研究会	・介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアなどの関係者との連携の仕組みづくりの先進事例を研修会等で紹介し、取組みに結びつけます。 ・市町村社協や民生委員などが行っている小地域福祉活動(見守りネットワークやサロン活動)との連携を図るため、研修会や会議で市町村社協職員などの地域ケア会議への積極的な参加を促します。 ・大分県地域包括ケア研究会において、地域包括ケアのあり方について協議し、ネットワークを強化します。
		(3)地域包括ケアシステムに関わる人材の育成	市町村社協、社会福祉施設、地域包括支援センター、医師会、民生委員、地域住民	・地域包括ケアシステムに携わる方々を対象とした研修会の開催により、システムに関する認識を共通化し、核となる人材を拡大します。
2	地域包括支援センターの機能性の更なる向上と連携	(4)地域ケア会議の機能性の向上	地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会、市町村社協、地域福祉推進委員会、医師会、病院協会、看護協会等	・カンファレンス実務研修や情報共有を図るための研修会を開催します。
		(5)地域包括支援センター職員の資質向上	地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会	・地域包括支援センターの職員を対象とした研修会を開催し、知識や技術の向上を図ります。
		(6)地域福祉コーディネーター(コミュニティーソーシャルワーカー)との連携	地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会、市町村社協、社会福祉施設	・地域福祉コーディネーターとの連携による先進事例を会議や研修会で紹介するとともに、地域福祉コーディネーターとの連携モデル地域を設け、地域福祉コーディネーターとの連携による効果的事業展開について検証します。
3	高齢者の生きがいづくり	(7)高齢者の元気づくりをサポートする人材の育成	市町村社協、ボランティア、健康推進員、老人クラブ、地域包括支援センター	・高齢者ボランティアやサークルで活躍する人の研修会を実施します。(イクジイ、サロン活動) ・介護保険による介護予防事業だけに頼らない高齢者の元気づくりに関する研修会を開催します。
		(8)高齢者の新たな起業支援	市町村社協、ボランティア、健康推進員、老人クラブ、地域包括支援センター	・高齢者が地域でいきいきと生活するための先進的な取り組みを研修会等でとりあげ、退職直後の地域デビューを応援します。(やねだん、葉っぱビジネス) ・高齢者による農水産物の生産と買い物弱者を結びつける仕組みづくりを進めます。
4	認知症高齢者と家族への支援	(9)認知症のある方をサポートする人材の育成	市町村社協、認知症の人と家族の会、ボランティア、行政、医師会	・認知症に関する正しい知識の普及啓発を行います。 ・認知症のある方への援助方法に関する講習会を開催します。
		(10)認知症に関わるネットワークの充実	市町村社協、認知症の人と家族の会、ボランティア、行政、医師会	・認知症の方が地域で生活しやすいネットワークに関する研修会を開催します。 ・認知症の方を社会全体で支える仕組みづくりを進めます。(実地訓練モデル事業等)
5	障がい者施設・団体への支援	(11)関係施設・団体への支援	各種別協議会、社会福祉施設、障がい者団体	・経営支援セミナーや社会福祉介護研修センターにおける研修を充実します。 ・制度や仕組みについての施設や団体からの相談について、個別に対応します。 ・障がい者の施設協議会や団体とを総合的に支援する組織の設置を検討します。
		(12)工賃向上に向けた取り組みへの協力	就労支援事業所協議会	・就労支援事業所の売上向上のため、就労支援事業所協議会を通じ、地域交流朝市等に就労支援事業所の参加を呼びかけます。 ・道の駅や里の駅、商業施設関係者との協議会を開催し、販売ルートの拡充を図ります。
		(13)発達障がい者や触法障がい者支援団体の支援	済生会、ボランティア団体、NPO、市町村社協、社会福祉施設、地域生活定着支援センター	・発達障がいに対する正しい知識の啓発と支援団体の活動を周知・広報します。 ・触法障がい者に対する正しい知識の啓発と支援団体との協議会を開催します。
6	障がい者の地域生活支援	(14)相談支援体制の充実	社会福祉施設、行政、障がい者団体	・身体障害者福祉センターにおいて、関係団体と協力し、利用者に様々な情報を提供し、ワンストップで相談に対応します。
		(15)啓発活動の実施	障害者権利擁護センター、社会福祉施設、市町村社協	・だれもが安心してくらせる大分県条例や障害者総合支援法、虐待防止、先進的な地域生活支援の取組みについて、広報するとともに研修会や会議で取り上げます。 ・障がい者虐待防止を研修会等でとりあげ、障がい者の支援にあたる方々の虐待防止を啓発します。
7	子ども・障がい児とその家族への支援	(16)子育て中の親が孤立しない活動への支援	児童相談所、主任児童委員、子育て支援センター、児童館、市町村社協、保育所	・子育て中の親が孤立しない取り組みを支援します。(サロン活動や見守り活動) ・ホームスタート等、アウトリーチ型の子育て支援の方法について、取組みを支援し、活動を啓発します。
		(17)障がい児とその家族への支援	行政、社会福祉施設、手をつなぐ育成会、市町村社協、ボランティア	・障がい児の親亡き後への支援方法について、障がい児の親へ情報提供します。 ・障がい児の放課後の余暇活動や社会生活を送る上でのスキル取得を支援をする団体や施設を支援します。

2

重点テーマ	社会的孤立の解消を目指して
マニフェスト	絆を大事にし独りぼっちの人をつくらない運動を展開します

NO.	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な支援・協働先	事業の実施目標
8	地域の実情にあった小地域福祉活動の推進	（1）地域の実情にあった小地域福祉活動の普及・啓発（黄色い旗運動の取り組み等）	市町村社協、民生委員児童委員協議会、ボランティア、自治委員会連合会、福祉委員、学校等	・黄色い旗運動などの小地域福祉活動の取組み方法を研修会や会議等で紹介し、地域の実情に即した小地域福祉活動が広がるよう広報・啓発します。
		（2）地域の見守りに携わっている方が専門職と協働できる場づくりの推奨	地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会、介護支援専門員協会、ホームヘルパー協議会、看護協会、医療ソーシャルワーカー協会、社会福祉施設、社会福祉士会、医師会	・見守りネットワークに携わっている地域住民等と専門職とが協働できる場づくりの重要性を研修会や会議を通じて啓発していきます。 ・見守りネットワークの支援方法や通信機器を活用した見守りづくりについて検討します。
		（3）地区社協やサロン活動に関わる人材育成	市町村社協、地区社協、サロン、老人クラブ、民生委員児童委員協議会	・地区社協やサロンに活動に関わる方々を対象とした研修会を開催します。
9	生活困窮者（経済的困窮者、様々な生きづらさを抱える人、人とのつながりが希薄な人など）の支援	（4）地域福祉コーディネーター（コミュニティーソーシャルワーカー）の養成・育成、取り組みの研究	地域福祉推進委員会、大分大学、地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会、市町村社協、社会福祉施設、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、婦人会、自治会、地区社協	・地域福祉コーディネーターの養成カリキュラムを検討し、研修を実施し、養成、育成していきます。（実践的な研修をもちます。） ・県の地域の福祉力再生事業の検証結果を踏まえるなどし、地域福祉推進委員会で効果的な地域福祉コーディネーターの配置方法を研究します。 ・養成研修過程にある地域福祉コーディネーターや養成研修会修了者が地域で実践した結果を検証し、各地域での取組み及び地域福祉コーディネーターの育成カリキュラムに生かします。
		（5）生活困窮者の実態把握と支援の仕組みづくり	市町村社協、民生委員児童員協議会NPO、ボランティア、老人クラブ、サロン、大分大学	・身近な地域でどのように生活に困窮し、又は孤立しているかを調査し、場面に応じた支援の仕組みづくりを進めます。
		（6）買い物弱者の暮らしやすい仕組みづくりの支援	市町村社協、民生委員児童委員協議会、福祉委員、ボランティア、コープおおいた、NPO、社会福祉施設	・過疎地域や都市部など、地域に応じた買物弱者の状況把握マップを作成します。 ・関係機関と協働して見守りの支援体制を創ります。（宅配、移動販売、買物バスなどの検討） ・買い物弱者支援の先進事例を紹介します。
		（7）生活福祉資金等を活用した、生活困窮者の生活再建の支援	民生委員児童委員協議会、NPO、ボランティア、市町村社協	・資金創設の原点に立って、生活福祉資金貸付後のフォローアップに力を入れます。（債権管理や家計相談支援など）
10	ひきこもりやニート、一人暮らし高齢者、一人親家庭の支援	（8）人との交流、ふれあいの場づくりの支援	市町村社協、コープ大分、民生委員児童委員協議会、老人クラブ	・人との交流やふれあいの場づくりの先進事例を紹介し、モデル地域による場づくりの仕組みを構築します。（移動販売によるふれあいの場の創出等）
		（9）一人暮らし高齢者への安心の提供	市町村社協、ボランティア、医師会、弁護士会、認知症の人と家族の会	・研修会や会議で、一人暮らし高齢者支援の先進事例を紹介します。 ・介護教室の開催やシルバー110番の相談事業を通じて、老後の安心情報を提供します。（介護、認知症、遺言、葬祭支援、納骨支援・・・） ・黄色い旗運動など様々な見守り活動の仕組みづくりを支援します。
		（10）相談体制の充実	県行政、児童相談所、民生委員児童委員協議会、里親会、児童養護施設協議会、NPO、ボランティア、市町村社協、在宅介護支援センター、ハローワーク、児童アフターケアセンターおおいた	・市町村社協職員、民生委員や主任児童委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの職員等の地域で相談を受ける役割の方々の研修会を充実させます。 ・県行政と協働・連携して、子育てサロン、里親サロンの活動等をとおして、児童虐待防止等相談体制の充実を図ります。 ・措置解除に伴い、児童養護施設やファミリーホーム、里親を退所された方々への支援や助成の情報を提供します。
11	関係団体・機関との協働と支援	（11）関係団体、機関の人材育成	社会福祉法人、市町村社協、民生委員児童員協議会、NPO、ボランティア団体、老人クラブ、サロン	・社会福祉法人が地域貢献として行う生活困窮者に対する取組みを支援します。 ・生活困窮者支援を対象としたセミナーを開催します。 ・生活困窮者支援を行っているNPOや団体とのネットワークを構築します。
		（12）関係団体、機関の活動紹介	大分県青少年自立支援センター、大分いのちの電話、民生員児童委員協議会、NPO、老人クラブ、ボランティア団体、行政	・関係団体、機関の取り組みや地域での課題をお知らせし、社会的孤立問題について啓発します。
		（13）関係団体への助成金情報の提供	大分県青少年自立支援センター、大分いのちの電話、民生員児童委員協議会、NPO、老人クラブ、ボランティア団体	・生活困窮者支援への助成金情報を提供します。 ・善意銀行からの助成金を優先的に配分します。

3

重点テーマ	権利擁護システムの確立
マニフェスト	高齢者や　障がい者の権利をまもります

NO.	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な支援・協働先	事業の実施目標
12	市町村の法人後見の仕組みづくり及び市民後見人の養成、拡充	(1)法人後見の必要性の啓発	市町村社協、弁護士会、社会福祉士会、社会福祉施設、市町村	・成年後見・権利擁護セミナーを充実させます。 ・成年後見制度の利用促進に向けた研修会を開催します。
		(2)法人後見の仕組みづくりに関する研究	市町村社協、弁護士会、裁判所、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉施設	・県内での法人後見のあり方を検討する委員会を立ち上げます。 ・モデル地域での実践を検証します。
		(3)法人後見モデル地域の選定	市町村社協、弁護士会、裁判所、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉施設	・法人後見のモデル地域を選定し、モデル事業を実施します。
		(4)市民後見人の養成	市町村社協、NPO、社会福祉士会、弁護士会、社会福祉施設、民生委員児童委員	・市民後見人養成研修会を開催します。
		(5)市民後見人養成バンクの作成	市町村社協、民生委員児童委員協議会、社会福祉士会、社会福祉施設、家庭裁判所	・裁判所に推薦する市民後見人の登録名簿を作ります。
13	関係機関との連携及び広報・啓発	(6)裁判所や弁護士会等関係団体とのネットワークの整備	裁判所、金融機関、弁護士会、医師会、市町村	・関係機関とのネットワークを整備します。
		(7)身寄りの無い方等の市町村申し立ての推奨	県行政、市町村	・身寄りが無く、申し立てができない方のため、県行政とも協働し、研修等により市町村に働きかけ首長申立制度の利用を推奨します。
		(8)成年後見制度や日常生活自立支援事業のパンフレットの配布	市町村社協、行政、裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、法テラス	・成年後見制度や日常生活自立支援事業の仕組みや活用方法のパンフレットを配布します。
		(9)広報誌やホームページ等を活用した、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知	市町村社協、行政	・広報誌やホームページ等を活用し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の情報を提供します。
14	虐待の防止	(10)虐待防止のための啓発活動	県行政、市町村、市町村社協、社会福祉施設、NPO、社会福祉士会、民生委員児童委員協議会	・研修会等で虐待防止に対する取組みを紹介し、地域や施設での虐待防止の取組みに活かします。
		(11)日常的な見守り、助け合い活動の普及、充実	市町村社協、民生委員児童委員協議会	・市町村社協が実施するサロン活動及び民生委員児童委員の見守り活動の支援を強化し、より一層の普及・充実を図り、虐待防止につなげます。
15	障がい者の権利擁護	(12)福祉情報の提供	社会福祉施設、市町村社協、地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会	・日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助や「きずな名鑑」により、福祉情報を提供します。
		(13)利用者の権利擁護に関する制度の普及	市町村社協、社会福祉施設	・誰もが尊厳ある暮らしを送れるよう、自己決定権尊重の考え方が普及されるよう、日常生活自立支援事業や苦情解決制度、第三者評価制度の普及に取り組みます。
16	権利擁護に関わる人材の育成	(14)生活支援専門員や生活支援員の質の向上	市町村社協	・日常生活自立支援事業を担当する生活支援専門員や生活支援員の質の向上を図ります。
		(15)苦情解決機能の向上	市町村社協、社会福祉施設	・苦情解決セミナーを充実させ、苦情解決責任者や第三者委員の資質の向上につなげます。
		(16)第三者評価調査員の質の向上	社会福祉施設、NPO	・評価調査者の研修を充実させ、調査を社会福祉施設の質の向上へとつなげます。

4

重点テーマ	災害に強い地域づくり
マニフェスト	災害が起きても安心・安全な地域づくりを推進します

NO.	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な支援・協働先	事業の実施目標
17	災害時要援護者をまもる地域コミュニティの構築	(1)福祉避難所の設置促進、要援護者避難訓練の支援	旅館・ホテル、社会福祉施設、市町村社協、コープおおいた	・福祉避難所の量的確保と要援護者の特性に応じた避難所の質の充実を図ります。 ・関係機関と協働し、より現実に近い形での小さな単位での要援護者の避難訓練を実施します。 ・要援護者の避難について、社会福祉施設が貢献できるよう支援します。
		(2)災害時の福祉ボランティアの確保と支援の方法	市町村、市町村社協、民生委員、各種団体、盲人協会、聴覚障害者協会、社会福祉法人	・福祉ボランティアを確保するための広報、研修会を開催します。 ・避難及び避難所での避難者に配慮した福祉ボランティアの支援方法を検討します。
		(3)平常時の要援護者等を対象とした地域交流事業	社会福祉施設、市町村社協、社会福祉法人	・平常時における要援護者等を対象とした地域交流を促進します。
18	市町村災害ボランティアセンターの円滑な運営のための体制整備	(4)市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備、定着	市町村社協、ボランティアネットワーク、防災士会、民生委員児童委員協議会	・市町村社協災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの定着のための研修会を開催します。 ・機動的な災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成を支援します。 ・要援護者支援の観点を盛り込んだ運営マニュアルの作成を支援します。
		(5)市町村における災害ボランティアネットワークの整備	市町村社協、行政、民生委員児童委員協議会、ボランティア、日赤、消防団、防災士会、建設業組合、商工会、青年会議所、NPO、コープおおいた	・市町村ごとの災害ボランティアネットワークの構築を支援します。 ・機動的なネットワークとなるよう、実際に各関係機関がどのように動くかどうか訓練を実施し、実際に災害が起きた時の円滑な連携のあり方を整備します。
		(6)外部からの支援を活かせるマニュアルの整備促進	市町村社協、NPO、ボランティア、コープおおいた	・国外、県外、市外からの支援を受け入れるの力(受援力)を高めるために、研修会を開催します。
19	情報収集・発信体制の整備	(7)社会福祉協議会間、社会福祉施設間での応援協定の締結、整備	市町村社協、社会福祉施設	・全市町村社会福祉協議会間での応援協定締結を支援します。 ・大分県社会福祉施設等災害時相互応援協定が円滑に機能するよう、平常時からの調整と情報共有を図ります。
		(8)社会福祉協議会間、社会福祉施設との連絡窓口の共有化	市町村社協、社会福祉施設、九州社会福祉協議会連合会、全国社会福祉協議会	・市町村社協や社会福祉施設、九州社会福祉協議会連合会、全国社会福祉協議会からの情報収集体制の窓口を一本化します。
		(9)県社協の災害対策マニュアルを見直し	市町村社協、行政、九州社会福祉協議会連合会、全国社会福祉協議会	・現行の県社協の災害対策マニュアルを見直し、よりきめの細かい情報収集体制を再構築し、実践的な改訂版を作成します。
20	小さな地域単位での避難体制の組織化	(10)東日本大震災、九州北部豪雨災害の検証に立った、組織化の推進	市町村社協、ボランティア、自治委員会連合会、民生委員児童委員協議会、行政	・東日本大震災、九州北部豪雨災害における避難体制の検証をします。 ・研修会や会議において、自治会単位での避難体制整備に関する先進事例を提供します。
21	災害時、県災害ボランティアセンター(県社協)が機能するための環境整備	(11)県災害ボランティアセンターのあり方の協議、検討	県行政、市町村、市町村社協 全国社会福祉協議会	・大震災発生後は、県地域防災計画に基づき、直ちに県災害ボランティアセンターを立ち上げます。 ・県災害ボランティアセンターにおいて、全国からのボランティアの受入れができるよう、平常時から準備します。 ・県の広域防災拠点の補完拠点の検討状況を踏まえ、県社協事務局の補完場所や機能について、県と協議・検討します。
		(12)県社協事務局が大震災発生時に、直ちに機能するための環境整備	県行政、市町村、市町村社協、 全国社会福祉協議会	・大震災発災時、総合社会福祉会館が機能停止した場合に備えて、社会福祉介護研修センターに県社協事務局及び災害対策本部が直ちに設置できるよう県と協議し、環境整備に努めます。(災害時要援護者情報や支援様式等の電子情報等をバックアップする方法の検討、クラウドサービスの活用など)





5

重点テーマ	福祉ゾーン機能の充実・確立
マニフェスト	新たな福祉ゾーンの整備を進めます

NO.	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な支援・協働先	事業の実施目標
22	蓄積された福祉のノウハウを国内外に発信します（ウェルフェアツーリズム事業による東アジアとの連携）	（1）県行政と連携した取り組み	県行政、社会福祉施設	・東アジア地域の方々に、大分県内の社会福祉施設や社会福祉介護研修センターの見学等を通じて日本の最新福祉情報を発信します。
		（2）具体的なルート作成	県行政、社会福祉施設、旅行会社	・具体的なルートを計画します。
		（3）受け入れ準備、組織体制の確立	県行政、社会福祉施設、旅行会社、大分大学、APU立命館アジア太平洋大学、日本文理大学、別府大学、県立看護科学大学	・受け入れるために必要な準備をします。
23	障がい者の心とからだのリハビリ拠点を整備します（障害者総合支援法に基づく新たな総合福祉センターづくりを目指します）	（4）県行政と連携した取り組み	県行政	・身体障害者福祉センター（あったかハートセンター【仮称】）のリニューアルに向け、県行政と協議します。
		（5）県立美術館との連携した取り組み	県行政	・県立美術館の建設と連携し、芸術ゾーン（県立美術館付近から大分駅付近にかけての範囲）と福祉ゾーン（大分川以東、大野川以西の総合社会福祉会館と社会福祉介護研修センターの間付近の範囲）双方の機能が相乗的に効果をもたらすような取り組みを計画します。
		（6）県社協災害対策本部の整備	県行政	・リニューアルに際しての災害対策本部のスペースを確保するよう、県行政と協議します。





大分県総合社会福祉会館
（大分市大津町）



大分県社会福祉介護研修センター
（大分市明野）

6

重点テーマ	情報発信力の強化
マニフェスト	社協や福祉の情報を身近に直接発信します

NO.	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な支援	事業の実施目標
24	徹底した現場主義に基づいて、地域と一緒になった社協活動を展開	(1)現場主義を進めるための組織体制の実証、改良	市町村社協、社会福祉施設等	・現場主義を進めるための組織のあり方の検討結果を実証し、改良につなげます。
		(2)現場の意見を聞き、調整する場づくり	市町村社協、行政(県、市町村)等	・地域の実情に即した事業展開を図るため、県社協と市町村社協、市町村社協と市町村の協議の場づくりを積極的に進めます。
		(3)市町村社協、社会福祉施設での職員実習	市町村社協、社会福祉施設等	・市町村社協や社会福祉施設での実習をとおして、地域や施設の課題・ニーズをとらえ、活動に生かします。
25	「だいふくん」を活用した、グッズ・書籍の作成・販売・普及、イベントプロデュース	(4)「だいふくん」着ぐるみを活用したイベント等でのPR	市町村社協、社会福祉施設等	・着ぐるみを活用し、各種イベント等で「だいふくん」、社会福祉協議会等のPRをします。 ・だいふくんの歌を作成し、イベント等で活用し、社会福祉協議会等のPRをします。
		(5)就労支援事業所との協働	就労支援事業所協議会	・だいふくんグッズの作成などを通じ、就労支援事業所を支援します。
		(6)だいふくんグッズ・書籍を活用したPR	市町村社協、社会福祉施設等	・だいふくんグッズや書籍の作成、販売、普及をとおして、社会福祉協議会等のPRをします。 ・だいふくんを福祉教育に活用します。(教材の作成等)
26	広報誌やホームページ、フェイスブック等による、関係機関や地域活動団体の取り組みの紹介	(7)先進的な地域福祉活動の取り組みの発信	市町村社協、社会福祉施設、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、NPO	・広報誌、ホームページ、フェイスブック等により先進的な地域福祉活動の取り組みを発信します。
		(8)地域課題調査の結果紹介、分析	市町村社協、社会福祉施設、民生委員児童委員協議会、ボランティア、NPO	・地域課題の調査を広域的な観点から実施し、結果分析を提供し、今後の地域福祉活動に役立てます。
		(9)社会福祉協議会や社会福祉施設の紹介	市町村社協、社会福祉施設	・社会福祉協議会の活動内容を分かりやすく紹介し、社協活動の理解を促します。 ・「きずな名鑑」等で、社会福祉施設を紹介し、社会福祉施設をPRするとともに、利用者の施設選択に資することとします。





